

第5次国土利用計画

-三股町計画-

【素案】

令和3年 月

内容

第1章	町土の利用に関する基本構想.....	2
第1節	町域全体の土地利用の基本方針	2
1.	三股町の現況	2
2.	町土の利用現状.....	2
3.	町土利用の基本方針	3
第2節	町土をめぐる基本的条件の変化.....	3
1.	本格的な少子高齢化・人口減少の時代の到来	3
2.	地方分権と広域的行政の推進.....	4
3.	大規模災害への対策.....	4
4.	低炭素・循環型社会の推進	4
5.	高度情報化・科学技術の進展.....	4
6.	グローバル化と地域社会づくりの推進	5
7.	持続可能な社会の確立－SDG sの実現－	5
第3節	町土利用における現状と課題.....	6
1.	少子高齢化・人口減少社会への対応	6
2.	自然環境や景観への対応	6
3.	公共施設・社会基盤の老朽化及び災害への対応.....	7
第4節	利用区分別の町土利用の基本方向	8
1.	農用地.....	8
2.	森林.....	8
3.	水面・河川・水路.....	8
4.	道路.....	8
5.	宅地.....	8
第2章	町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要.....	10
第1節	町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	10
第2節	利用区分ごとの町土利用の推移.....	11
第3節	地域別の概要	16
1.	中央地域.....	16
2.	樺山・宮村地域.....	17
3.	梶山・長田地域.....	17
4.	勝岡・蓼池地域.....	17
第3章	第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要.....	19
第1節	公共の福祉の優先	19
第2節	国土利用計画法等の適切な運用	19
第3節	地域振興施策の総合的推進	19

第4節	安全な土地利用.....	19
第5節	土地利用の転換の適正化	20
1.	農用地.....	20
2.	森林.....	20
3.	大規模な土地利用の転換	20
第6節	土地の有効利用の促進	20
第7節	町土に関する調査の実施及び成果の普及啓発.....	20
第8節	多様な主体による町土管理の推進	21

前文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、三股町の区域について定める国土（以下「町土」という。）の規定に関する総合的かつ長期的な計画であり、今後の土地利用行政の指針とするものです。

この第5次計画の策定にあたっては、第5次国土利用計画（宮崎県計画）を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく第6次三股町総合計画に即して策定したものです。

なお、この計画は、社会・経済情勢の変化等により、適宜、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 町土の利用に関する基本構想

第1節 町域全体の土地利用の基本方針

1. 三股町の現況

本町の位置は、宮崎県南西部に位置し、東西約18km、南北約12.7kmにわたり広がる東西に長いほぼ楕円形のハートの形状を成し、北は宮崎市、西から南にかけては都城市、東は日南市と接しています。

本町の地勢は、西側に都城盆地、東側に鰐塚山地があり、鰐塚山地の最高峰である鰐塚山は町域の北東にあります。また、東部の鰐塚山系に源を発する大淀川水系の沖水川が、本町の中央を西流しています。市街地は西に隣接する都城市と一体化しています。

都城市に隣接する町中央部から西部地域にかけては、平成5年に「都城地方拠点都市地域」の居住拠点地区として指定を受け、都市基盤整備が進み良好な住環境が展開されています。

2. 町土の利用現状

町土面積は110.02km²を有しており、その土地利用状況は、平成29年(2017)現在で農用地(田畑)が12.5%、森林・原野71.5%、宅地5.8%などとなっており、緑や自然が豊かな地理的特性を持っています。

図表 利用区分別土地利用

(単位:ha、%)

区分	農用地	森林・原野	水面・河川・水路等	道路	宅地			その他	合計
					住宅用地	住宅用地以外	小計		
面積	1,360	7,871	241	268	458	180	638	624	11,002
構成比	12.5	71.5	2.2	2.4	4.2	1.6	5.8	5.6	100.0

資料:企画商工課、平成29(2017)年10月1日現在

3. 町土利用の基本方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた貴重な資源であるとともに、豊かな生活や生産等を通じた諸活動の共通の基盤でもあることから、町土の利用のあり方は、本町のまちづくりを進める上で極めて重要な課題であり、町民の日常生活や地域の発展と深い関わりを持っています。

本町では「第6次三股町総合計画」を策定し、「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち 三股」の実現を目指して、2020年（令和3年）度から10年間にわたる計画的な行政運営の推進を図ることとしています。

第6次三股町総合計画基本構想の基本となる土地利用構想をもとに、自然環境の保全・活用、農業的土地利用と都市的土地利用との調和と共生を基本とし、自然・都市・産業が共存し、将来にわたって持続可能なまちとして発展していくため、広域的な視点や長期的な展望を踏まえ、これまでのまとまりのある都市空間の形成と豊かな自然、田園環境を保全するコンパクトなまちづくりを継承しつつ、限られた町土の有効活用と質的向上を推進します。

また、近年の地震や大雨による自然災害の頻発から安全性に対する要請が高まっているほか、環境問題に対する意識や環境保全への機運の高まりなど、町民の価値観が多様化していることから、相互の関連性に配慮し、各種施策を総合的に推進しながら、調和のとれた土地利用に努めていく必要があります。

町土の質的向上に向けて、町土利用の質的側面をめぐる状況の変化や社会的経済的環境の変化を踏まえ、周辺市町との連携を図りながら、より良い状態で町土を次世代へ引き継いでいきます。

第2節 町土をめぐる基本的条件の変化

1. 本格的な少子高齢化・人口減少の時代の到来

我が国では、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴って、少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会に突入しています。

本町の総人口は平成27年（2015年）時点で増加傾向にありますが、高齢人口比率は上昇しており、少子高齢化は今後も進行することが予想されることから、将来的な人口減少を想定し、町土の適切な利用と管理を通じて、未利用地や空き家、耕作放棄地など増加を防ぎ、町土を荒廃させない取り組みを進めることが重要となっていきます。

2. 地方分権と広域的行政の推進

地方分権は、住民に身近な行政の権限や財源をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。地域の実情やニーズに応じた個性的で特色のあるまちづくりを進めるために町土利用の促進が求められます。

国から地方自治体への分権が進む中、本町においても、町土利用の促進に向け、町行政だけではなく、多様な主体との協働・連携を行うことで、町土の利用を進めるとともに、自治体間の連携を図り広域的に土地利用を推進することが必要です。

3. 大規模災害への対策

東日本大震災をはじめ平成 28 年（2016）の熊本地震発生、近年の九州地方で多発する豪雨災害など自然災害の経験により、町土利用における安全・安心に対する住民意識が高まっています。

平成 30 年（2018）には霧島山新燃岳の噴火、令和 2 年（2020）の熊本人吉地方の豪雨災害では川の氾濫や土砂崩れ等で大きな被害が発生しました。このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する町土利用への転換が急務となっています。

4. 低炭素・循環型社会の推進

人間の諸活動に伴うエネルギー消費の増大等により、地球的な規模において様々な環境問題が引き起こされています。地球温暖化の進行、資源エネルギーの大量消費など、地球環境問題の多くは国境を超えて深刻化しており、経済産業活動から住民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠となっています。

とりわけ地球温暖化の環境問題が重要な課題としてあり、地球温暖化による自然環境の悪化や動植物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、水源の涵養や町土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼします。人と自然が共生し本町の豊かな森林など自然を守り、健全な水循環・生態系を維持し低炭素・循環型社会の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

5. 高度情報化・科学技術の進展

インターネットをはじめとするネットワークの拡大やスマートフォンの急速な普及等、情報通信技術の飛躍的な発展は、現代社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらしてい

ます。国においても、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り込んで、様々な課題を解決する社会「Society5.0」の実現を目指しています。

本町においても情報通信技術（デジタル技術）を活用し土地や公共施設の利便性を向上させるとともに、町土の状況等を効率的に管理する仕組みづくりに取り組んでいきます。

6. グローバル化と地域社会づくりの推進

アジアの諸国では、経済成長や人口増加等が進展しています。またグローバル化の動きは、経済面のみならず、観光や文化、スポーツ、学術等様々な分野で大きく進展しており、世界の動きが直接地域社会に影響を与えるようになっていきます。

今後、急速な情報通信技術等の発展と、国の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人の交流はより拡大することが予想されるため、本町においても経済や観光等、国際社会との交流拡大を目指し、町土の活用で個性ある地域づくりを行うことが必要です。

7. 持続可能な社会の確立ーSDGsの実現ー

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決にも貢献します。

本町において、町土利用を進めるにあたり、持続可能な開発目標 17 ゴールのうち第5次国土利用計画では4つのゴールを掲げ、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた町土利用を進めます。

- 6、すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
- 11、都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジエントかつ持続可能にする。
- 13、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる。
- 15、陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。

第3節 町土地利用における現状と課題

1. 少子高齢化・人口減少社会への対応

本町の人口は、増加傾向で推移してきましたが、亡くなる方が生まれてくる子どもの数を上回る「自然減少」の状態が始まっています。20-30 歳代の人口が少ない年齢構成上、出生数の大幅な増加は見込みにくく、また、高齢人口の割合も高まり、今後本町においても少子高齢・人口減少社会は進行していくと考えられます。

このことから、以下の現状や課題に基づき、少子高齢・人口減少社会を踏まえた町土の適切な利用と管理を行ながら、町土を荒廃させることがないように、経済成長を維持しつつ、町民の生活や生産水準が維持・向上されるよう土地の有効活用を推進することが必要です。

① 町土を荒廃させない取組の必要性

人口減少が進む中で、市街地における人口密度の低下や空洞化の進行とともに、低・未利用地や空き家の増加等、土地利用の効率性の低下が懸念されます。さらに、高齢化を背景として、所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたす恐れがあります。

また、山間地域における過疎化や農林業従事者の高齢化、担い手不足等による荒廃農地等の増加、農地等の管理水準の低下も懸念されています。

このことから、町土の適切な利用と管理を通じて、町土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。

② 全ての町民への配慮の必要性

町民のニーズは、ライフスタイルやワークスタイルの変化等により多様化しており、全ての町民が快適な生活を送ることができるような配慮が必要です。

高齢者や障がいのある人等、日常生活や社会生活に行動の制限を受ける方々にとっての障壁を取り除くとともに、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基本として、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が円滑に生活できるような環境を整備することが必要です。

また、交通については、人や物の円滑な移動を通じて町民生活を支える重要な社会基盤であることから、高齢者や妊産婦、障がいのある人等にとって移動に支障がなく、子どもや外国人等すべての人にわかりやすく、使いやすい交通サービスの提供が必要 です。

2. 自然環境や景観への対応

本町は高千穂峰や鰐塚山系が形成する豊かな里山景観をはじめ、長田峡や周辺の水郷地帯、平野部に広がる田園地帯等、非常に豊かな自然環境に恵まれており、町民にとって

生活に密着した景観資源が形成されるとともに、住みよい生活環境の基盤となっています。

しかし、地球温暖化をはじめとする気候変動が顕在化するとともに、極端な気象現象が頻発することにより自然環境の悪化が懸念されています。また、都市部における空き家の増加や山間部における太陽光発電の立地などにより景観が変容している状況が見られることや、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足から起因する農林業の脆弱化により、農地等の未活用による荒廃地の増加が懸念されます。

行政はもとより、様々な主体が参画して、本町が有する自然環境や景観を次世代へ繋いでいくため、地域の特性に応じた町土の維持や管理を行うとともに、積極的な土地利用を推進することが必要です。

3. 公共施設・社会基盤の老朽化及び災害への対応

本町においては、1960年代から1980年代にかけて、学校や町営住宅等の公共建築物を集中的に整備してきましたが、これらの多くは築後30年以上を経過し老朽化が進んでいます。一方で、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリーへの対応や、地震あるいは集中豪雨への対応も必要となっています。これらに対応した公共施設や社会基盤の補修・更新にあたっては、多額の費用がかかりますが、今後も社会福祉に関する経費が増大することから、すべての補修・更新に対応することが困難な状況となります。

このことから、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設や社会基盤の補修・更新は町民や社会のニーズを踏まえつつ、その統廃合や機能の集約、長寿命化、民間事業者と連携した対応等、工夫を重ねて効率的に進めながら、災害が発生しても人命を守るとともに被害を最小化し、経済社会が致命的なダメージを受けず、すみやかに復旧・復興できる町土の構築に向けた取組を進めていくことが必要です。

第4節 利用区分別の町土地利用の基本方向

1. 農用地

農地は、本町の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であり、多面的な公益的機能をもたらす極めて重要な財産であることから、農業生産力の維持や防災、環境保全の観点から耕作放棄地の解消と発生防止を図るとともに、高度な土地利用及び農地の面的集積、優良農用地の確保等を推進します。

2. 森林

計画的な伐採や造林など適切な森林整備を進めるとともに、町土の自然環境を維持するため、水資源の確保、土砂災害防止、生物多様性機能など森林の持つ公益的機能を保全します。

また、保健・福祉・文化・教育的活動の場など森林の新たな活用と地域林業の振興を図りながら、この自然環境を未来へ継承していくよう十分配慮し、周辺の土地利用との調整、適正な維持・管理を図ります。

3. 水面・河川・水路

利水や治水といった本来の機能を発揮するため、関係機関との連携を強化し、沖水川をはじめとした諸河川の必要な整備と河川氾濫等の自然災害防止のための適切な維持管理を行います。

また、水質浄化、生物の多様な生息域として水辺の環境維持保全を図ります。

4. 道路

道路は、地域住民にとって、最も基本的な生活基盤であることから、生活関連道路の整備を始め、広域道路網の整備とあわせた道路のネットワーク形成を進めます。

五本松地区の整備や、快適で潤いある道路空間の創造に向け、沿道景観の整備に留意するとともに、安全性と利便性の向上を踏まえた道路整備を念頭に、周辺環境のあり方にも配慮した土地利用を検討していきます。

農道・林道については、効率的な輸送体系の確立のため、山林や農地の状況に応じた整備を進めるとともに、自然環境の保全に留意しながら必要な用地の確保を図ります。

5. 宅地

住宅地は、人口及び世帯数の動向に応じ、長期的な視野に立ち必要な用地の確保を図ります。商工業、その他の業務用地は、高齢社会に適した生活関連機能の配置等を考慮

し、適正な土地利用を推進していきます。その他の宅地（事務所・店舗等の宅地）は、土地の高度利用化や未利用地の有効活用を推進します。

第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

第1節 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 1 計画の目標年次を令和12年度、基準年次を令和3年度とします。
- 2 町土の利用に関して前提となる基礎的な人口と世帯数については、平成27年度において人口25,404人、世帯数9,967世帯、令和12年度において人口25,308人、世帯数10,164世帯に達するものと想定します。
- 3 町土の利用区分は、「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」「その他」とします。
- 4 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況及び過去の推移などを踏まえ、将来の人口や社会的変化要因等を考慮して定めるものとします。
- 5 町土の利用に関する基本構想に基づく令和12年度の利用区分ごとの規模の目標は、第2節の利用区分ごとの町土利用の推移のとおりです。
- 6 なお、利用区分ごとの規模の目標については、今後の経済社会情勢の変化などに応じて、弾力的に解釈されるべき性格のものであります。

第2節 利用区分ごとの町土利用の推移

(単位：ha)

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)
農地	1,330	1,323	1,409	1,402	1,395	1,387	1,380	1,367	1,359	1,352	1,344	1,312
田	718	714	711	709	708	706	704	700	698	695	692	679
畑	603	600	689	684	678	672	667	658	652	648	643	624
採草放牧地	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
森林	7,942	7,942	7,942	7,942	7,942	7,942	7,942	7,871	7,871	7,871	7,871	7,863
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241
水面	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
河川	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187
水路	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
道路	333	334	334	333	338	336	334	334	334	335	336	336
一般道路	308	309	309	308	313	311	309	309	309	310	311	314
農道	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	13
林道	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
宅地	592	596	604	610	615	622	626	630	638	643	648	680
住宅地	423	426	432	438	442	447	450	453	458	460	464	483
その他の住宅	169	170	172	172	173	175	176	177	180	183	184	197
その他	564	566	472	474	471	474	479	559	559	560	562	570
合計	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002	11,002

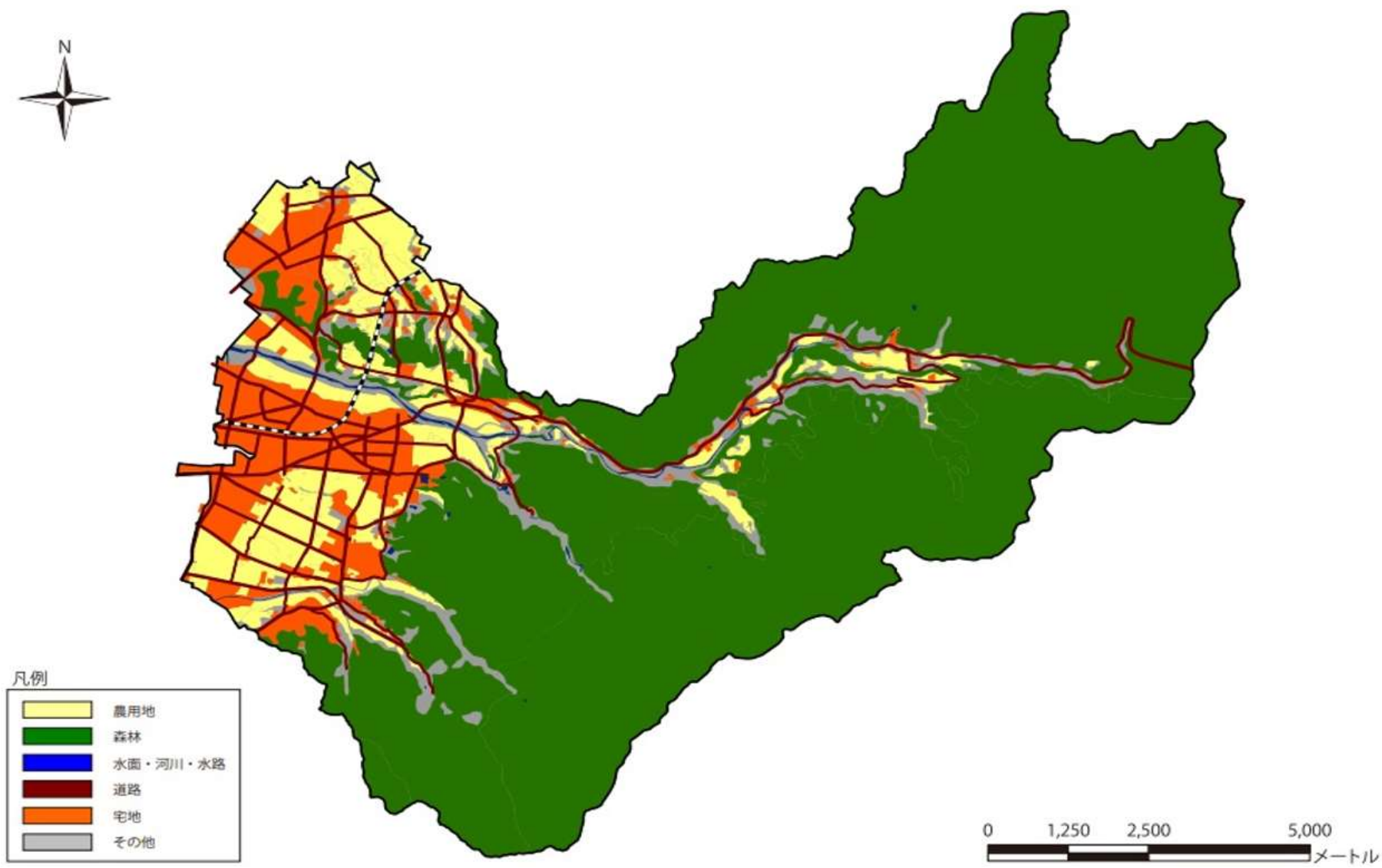
資料：普通作物統計、宮崎県林業統計要覧、道路現況調書、農道台帳、林道台帳、市町村税の状況

土地利用転換表

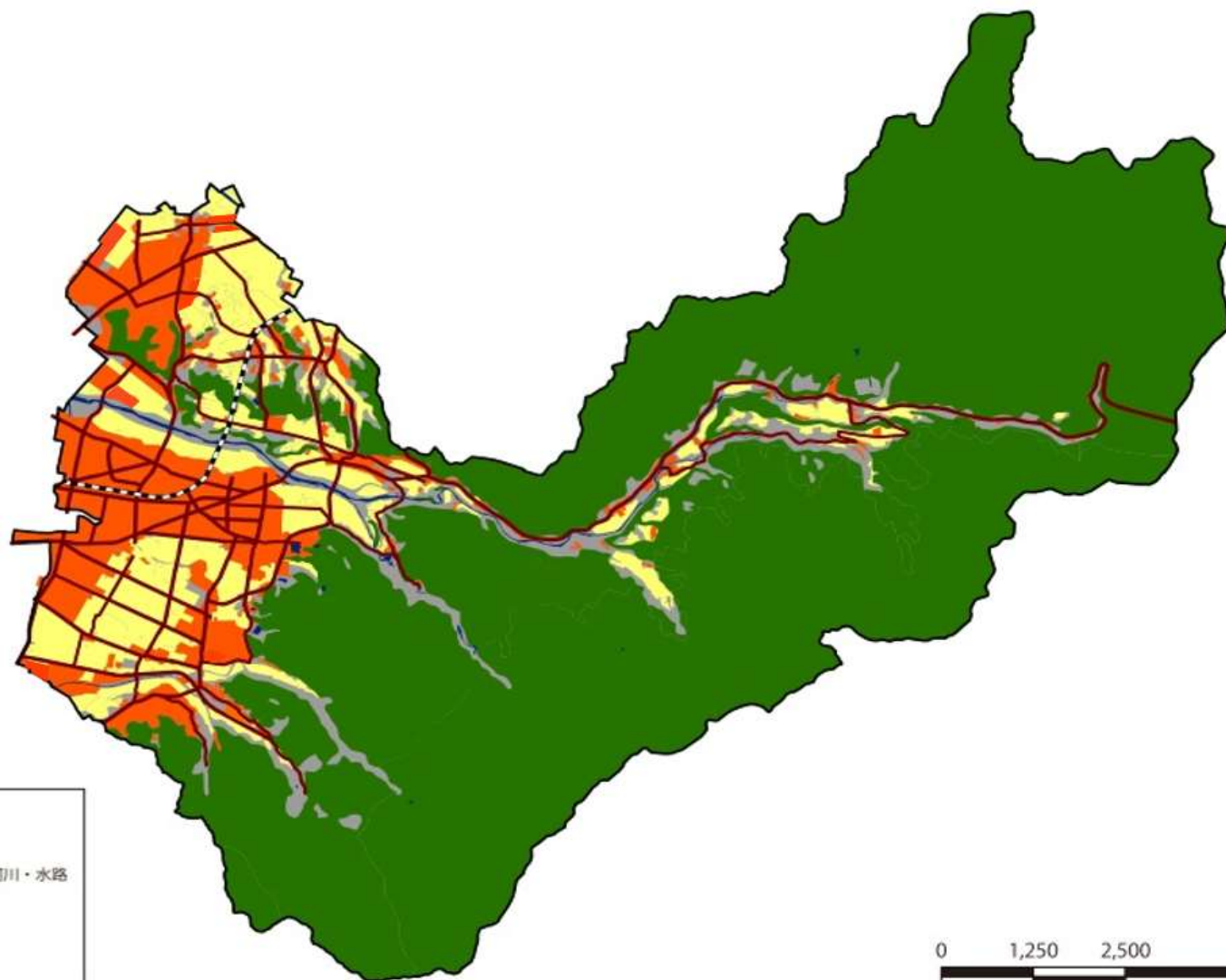
(単位：ha)

転出地目 転入地目		現況年から見た目標年次間の転換先別面積内訳													合計 (A)	令和2年度 現況面積 (B)	転換による 増加面積 (A) を明記 (C)	転換による 減少面積 (a) を転記	目標面積 (B) + (C) - (D) = (E)	
		農用地			森林	原野	水面・河川・水路			道路			宅地							その他
		田	畑	採草 放牧地			水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	その他の 住宅						
農用地	田	—													0	692	0	13	679	
	畑		—												0	643	0	19	624	
	採草放牧地			—											0	9	0	0	9	
森林					—										0	7,871	0	8	7,863	
原野						—									0	0	0	0	0	
水面・ 河川・ 水路	水面						—								0	5	0	0	5	
	河川							—							0	187	0	0	187	
	水路									—					0	49	0	0	49	
道路	一般道路								—		3				3	311	3	0	314	
	農道										—				0	16	0	3	13	
	林道											—			0	9	0	0	9	
宅地	住宅地	8	11										—		19	464	19	0	483	
	その他の住宅	5	8										—		13	184	13	0	197	
その他					8									—	8	562	8	0	570	
合計 (a)		13	19	0	8	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0					
令和2年度現況面積 (b)		692	643	9	7,871	0	5	187	49	311	16	9	464	184	562					
(a) を転記 (c) 転換による減少面積		13	19	0	8	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0					
(A) を転記 (d) 転換による増加面積		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	19	13	8					
(b) - (c) + (d) = (e) ~ 目標面積		679	624	9	7,863	0	5	187	49	314	13	9	483	197	570					




土地利用現況図

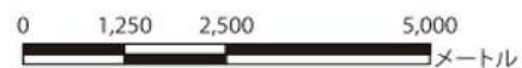


土地利用構想図

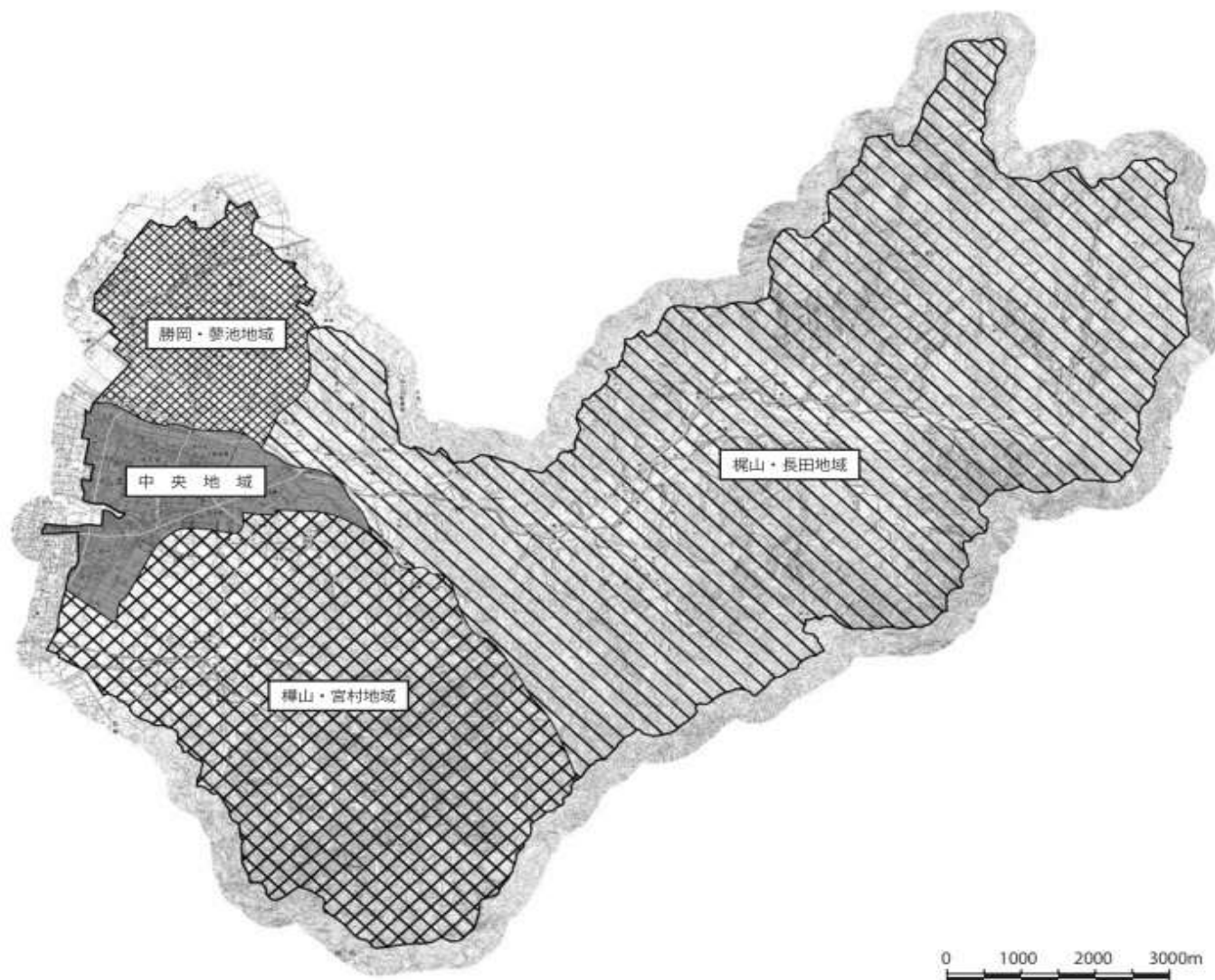


凡例

	農用地
	森林
	水面・河川・水路
	道路
	宅地
	その他



地区区分図



第3節 地域別の概要

本町の土地利用は、第6次三股町総合計画のまちづくりの基本目標である「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」を実現するため、地域の特性を生かし、計画的に進めて行く必要があります。

本計画においては、本町の自然、社会、経済並びに文化的な資源を生かし、秩序ある町土の利用を図るために、本町を次の4地域に区分して、それぞれ土地利用に関する基本方向を定めます

地 域 別	集 落 名
中 央 地 域	第1地区 山王原 仲町
	第7地区 上新 下新 今市 中原 花見原
	第8地区 東原 稗田
	第9地区 東植木 西植木
樺山・宮村地域	第2地区 上米 中米 櫟田 谷
	第3地区 小鷺巣 寺柱 大鷺巣 高畑
梶山・長田地域	第4地区 田上 梶山
	第5地区 轟木 仮屋 大野 大八重
勝岡・蓼池地域	第6地区 勝岡 前目 蓼池 餅原 三原

1. 中央地域

中央地域は、隣接する都城市と一体的な市街地形成が進み、生活利便性も高いことから、現在も人口が増加しています。

この地域の大部分は、都市計画法によって定められている用途地域（住居、商業、準工、工業等）に含まれ、行政、教育、商工業、交通など、町の中核的機能を担っている地域です。用途地域の縁辺部では、スプロール化がみられ、無秩序な市街地の拡大が懸念されることから、今後の土地利用については、用途地域の見直しや立地適正化計画に基づく居住誘導区域の設定等により、秩序ある土地利用誘導に努めます。

また、人口や産業の動向を考慮しながら、町の発展に資する町有財産の有効活用の検討を進め、公共用地をはじめとする町有財産の利活用に努めます。なかでも、町営五本松団地の跡地活用については、交流拠点施設整備事業の計画を推進し、町の魅力を高める新たな拠点づくりを目指します。居住環境の整備と質的な向上に向け、道路、公園、広場、下水道等の整備を進めます。

2. 樺山・宮村地域

樺山・宮村地域は、本町の南部に位置し、住居系の用途地域を一部に指定しており、農用地と宅地の調和を目指す地域です。

計画的な土地利用誘導により、農用地と宅地の混在がもたらす様々な課題の解消を図り、居住環境や農業基盤の整備等に努めるとともに、上米公園など恵まれた自然を生かした魅力ある生活環境づくりに努めます。

東部の森林地域は、林業の活性化、特用林産物の振興、森林資源の保全・充実等を図る地域とします。加えて、林道・作業路の整備、林地崩壊等の災害防止施設整備に努め、森林の維持・保全に努めます。

西部の農業地域は、本町最大の農業生産の場とし、食料供給基地としての土地利用を進めていきます。このために、今後も農用地の条件整備を推進し、効率的な農地利用を図ります。

3. 梶山・長田地域

梶山・長田地域は、本町の東部に位置し、その大部分が森林です。

本地域では森林環境の維持・保全に留意しつつ、森林の持つ公益的機能を維持・増進させる土地利用を進めます。

また、林業生産性の向上、自然とのふれあいの場を創出するよう努めます。農用地は、土地生産性の向上と農業経営の確立を図り、農用地造成や農業基盤整備等の適切な土地利用を推進します。

地域内には、わにつか県立自然公園をはじめ、しゃくなげの森、椎八重公園（つつじヶ丘）、長田峡、矢ヶ淵公園等があり、こうした資源を有効に活用した観光レクリエーションの場としての土地利用を進めていきます。

このほか、梶山城やめがね橋など地域に残る歴史的・伝統的な文化遺産等も活用し、地域内の様々な資源との連携を図ることにより、多様な観光・レクリエーションニーズに対応した土地利用を検討していきます。

4. 勝岡・蓼池地域

勝岡・蓼池地域は、本町の北部に位置し、主要幹線道路の国道 269 号が地域内を東西に貫いています。また、国道 10 号などの主要幹線道路及び宮崎自動車道都城インターチェンジ並びに山之口スマートインターチェンジに近接する広域的な道路アクセス性に優れた地域です。

東部は、広範な農用地が形成され、水稻や野菜、飼料作物等の生産が行われています。

今後は、農用地の生産性を高めるための土地基盤整備を進めるとともに、優良農用地の保全を図ります。

西部は、居住系及び工業系の用途地域が指定されており、生活環境や自然環境との調和を保ちながら、工場などの企業誘致の推進を図ります。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の事項の概要は、次のとおりです。

第1節 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させながら、その地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的特性に応じて適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な取り組みを進めます。

第2節 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画及びこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法、その他土地利用法令等の適切な運用により、土地利用の総合調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

第3節 地域振興施策の総合的推進

第6次三股町総合計画の目標像である「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」を目指し、自然環境の保全、生活環境の整備、道路交通網の整備、産業振興等に努めます。

また、町土の均衡ある発展を図るため、地域特性に応じた土地利用に関する諸施策を広域的視点に立って総合的かつ計画的に推進します。

第4節 安全な土地利用

町土の保全と安全性の確保のため、自然条件と土地利用との適合性や風水害、土砂災害、等への対応に配慮しながら、無秩序な開発の防止に努め、適正な町土利用への誘導を図ります。

特に、震災、豪雨災害の教訓を踏まえ、大規模地震対策や洪水、土砂災害対策、危険箇所対策等について、関係機関と連携しながら、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業の推進など町土保全体制の整備に努めます。

第5節 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る際には、土地利用の不可逆性や生態系をはじめとする自然や景観へ与える影響に十分留意し、社会経済や人口の動向、土地利用の動向、その他社会的条件等を踏まえて適正に行うこととします。

なお、必要に応じて各状況が変化した場合においては、速やかに事業や計画の見直しを行うなど、より効果的で効率的な措置を講じます。

1. 農用地

農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮します。

2. 森林

森林の利用転換を行う場合には、森林法による林地開発許可制度等の適正な運用を通じて、森林の持つ災害防止機能、水源のかん養機能を保持し、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

3. 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換を行う場合には、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図るとともに、町の総合計画や都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図ります。

第6節 土地の有効利用の促進

「第1章 町土の利用に関する基本構想」の第4節及び「第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」の第2節に基づき、土地利用区分ごとに土地の有効利用を図ります。

第7節 町土に関する調査の実施及び成果の普及啓発

町土に関する様々な情報を今後のまちづくりや土地利用に活かすために、必要に応じて町土に関する基礎的な調査を実施し、その総合的な利用を図ります。

また、住民に対する町土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査

結果の普及及び啓発を図ります。

第8節 多様な主体による町土管理の推進

町土の適切な管理に向けては、所有者等による適切な管理のほか、行政、地域住民、企業など多様な主体が、森林づくり活動、河川環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、様々な方法により町土の適切な管理に参画する取り組みを推進します。